六　北緯三十三度九分五十六秒、東経百二十九度四十一分四十一秒の点
七　北緯三十三度十分八秒、東経百二十九度四十一分四十一秒の点
八　北緯三十三度十分二十秒、東経百二十九度四十一分五十三秒の点

備考
一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。
二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百八十七　北部訓練場

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
沖縄県国頭郡東村	字高江ほか	沖縄県国頭郡国頭村	字安田、字安波、字伊地、字奥間、字謝敷、字浜、字比地、字辺土名及び字与那（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
		沖縄県国頭郡大宜味村	字謝名城及び字田嘉里（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
		沖縄県国頭郡東村	字川田、字高江及び字宮城（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	沖縄県国頭郡国頭村	沖縄県国頭郡国頭村	字安田、字安波、字伊地、字奥間、字浜、字比地、字辺土名及び字与那（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
		沖縄県国頭郡東村	字川田、字高江及び字宮城（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

一　北緯二十六度三十九分三十二秒、東経百二十八度十五分二十三秒の点
二　北緯二十六度三十九分二十六秒、東経百二十八度十五分三十五秒の点
三　北緯二十六度四十分二秒、東経百二十八度十六分五十八秒の点
四　北緯二十六度四十一分二秒、東経百二十八度十七分二十一秒の点
五　北緯二十六度四十一分四十秒、東経百二十八度十七分五十六秒の点
六　北緯二十六度四十二分七秒、東経百二十八度十七分五十一秒の点
七　北緯二十六度四十二分二十六秒、東経百二十八度十七分二十七秒の点
八　北緯二十六度四十二分三十三秒、東経百二十八度十六分五十四秒の点
九　北緯二十六度四十二分十九秒、東経百二十八度十六分十一秒の点
十　北緯二十六度四十二分三十三秒、東経百二十八度十五分五十四秒の点
十一　北緯二十六度四十三分二十秒、東経百二十八度十五分三十七秒の点
十二　北緯二十六度四十三分三十二秒、東経百二十八度十六分一秒の点
十三　北緯二十六度四十四分三十六秒、東経百二十八度十六分四十二秒の点
十四　北緯二十六度四十五分十二秒、東経百二十八度十六分四十三秒の点
十五　北緯二十六度四十五分四十二秒、東経百二十八度十六分十七秒の点
十六　北緯二十六度四十五分三十八秒、東経百二十八度十五分二十七秒の点
十七　北緯二十六度四十四分五十一秒、東経百二十八度十四分四十二秒の点
十八　北緯二十六度四十四分四十八秒、東経百二十八度十四分六秒の点
十九　北緯二十六度四十三分四十三秒、東経百二十八度十三分十六秒の点
二十　北緯二十六度四十三分八秒、東経百二十八度十三分二十八秒の点
二十一　北緯二十六度四十二分三十九秒、東経百二十八度十二分二十五秒の点
二十二　北緯二十六度四十分五十九秒、東経百二十八度十一分十八秒の点
二十三　北緯二十六度三十九分三十四秒、東経百二十八度十一分三十四秒の点
二十四　北緯二十六度三十八分五十九秒、東経百二十八度十一分二十五秒の点
二十五　北緯二十六度三十八分四十二秒、東経百二十八度十一分三十六秒の点
二十六　北緯二十六度三十七分五十一秒、東経百二十八度十三分四十一秒の点
二十七　北緯二十六度三十七分五十三秒、東経百二十八度十三分五十五秒の点
二十八　北緯二十六度三十八分十二秒、東経百二十八度十四分二十四秒の点